

令和4年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和4年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和4年10月18日（火）

場所 埼玉県食環センタービル 4階会議室

出席者（10名）（敬称略）

本木 茂	梅澤 佳一	新井 豪
城川 雅士	深澤 一博	佐藤 緑郎
山崎 芙美夫	中野 晃	大野 夏美
小寺 智子		

事務局	松澤	学事課長
	浅井	高等学校担当主幹
	村松	幼稚園担当主幹
	相澤	専修各種学校担当主幹
	相川	高等学校担当主査
	岩崎	幼稚園担当主査
	清野	専修各種学校担当主査
	大内	高等学校担当主任
	庄子	幼稚園担当主任

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、山崎芙美夫委員、小寺智子委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛10 否0
令和4年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛10 否0
令和4年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛10 否0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時26分閉会を宣言した。

令和4年10月18日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 小寺 智子

委 員 山崎 芙美夫

【審議記録書】

1 開 会

○司会 本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、議事に入りますまでの司会を務めさせていただきます学事課専修各種学校担当主幹の相澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、ご案内でございます。第1回審議会に続きまして、本日もズームを併用しての開催となっております。会場の中央テーブルに2つございます小さな丸形の集音マイクが会場の声を拾いますので、マスクをしたままでいつもどおりはっきりとご発言いただければと存じます。

また、ズームで参加の方のご発言につきましては、楕円形のスピーカーから出る仕組みとなっております。

ここで、音声のテストをさせていただきます。佐藤委員、聞こえましたら応答願います。

○佐藤委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 よろしくよろしくお願いいたします。

このような方法で進行を予定しておりますが、何かございましたら事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、審議会条例第6条第2項に定めます定足数を満たしておりますので、ただいまから令和4年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

2 会長挨拶

○司会 初めに、中野会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中野会長 本日は、お忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。本審議会は、御承知のように私立学校に対する運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。

前回の7月27日の審議会では、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただきました。それらの意見を踏まえ、事務局において配分の基本方針の案を作成させていただきましたので、本日はこれらについて御審議をいただきたいと考えております。

審議の公正中立な運営に心がけてまいりますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたしますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、これからの議事につきましては、条例第6条第1項に基づき、会長に進行をお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、ここから私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。山崎美美夫委員、小寺智子委員、お二方には署名委員としてよろしく願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席する委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」と規定しております。今回の会議につきましては、公開する、ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者の紹介を事務局からお願いします。

○事務局 本日の傍聴者は1名です。

〔傍聴者入場〕

4 報告事項（1件）

○中野会長 それでは、審議事項に入る前に報告事項がございます。事務局の説明を求めます。

○事務局 学事課高等学校担当の浅井と申します。よろしく願いいたします。失礼して着席で説明させていただきます。

事務局から、1点御報告をさせていただきます。

資料の1を御覧いただけますでしょうか。令和4年度埼玉県一般会計補正予算、私立学校運営費補助（光熱費等高騰対策支援補助）につきまして、御報告申し上げます。

7月の第1回の審議会の場で検討の視点としてお示しいたしました光熱費高騰対策に係るものがございます。こちらの結論といたしましては、光熱費等高騰の激変緩和に対応するための一時支援金として、9月補正予算でおよそ1.6億円の運営費の増額をお認めいただきました。したがって、光熱費等高騰対策については、当初予算の運営費とは別枠で対応させていただくこととなりました。

資料1の趣旨にありますとおり、財源として、国の新型コロナ地方創生臨時交付金を財源として活用いたします。

続きまして、概要でございます。この補助金の交付方法といたしましては、補助単価に定員内実員を乗じまして、各学校へ補助をさせていただきます。この1.6億円につきまして、補助単価の表を資料に入れさせていただいておりますけれども、この部分をどのように積算したかを、ご説明させていただきます。

まず、小売物価統計調査ですとか消費者物価指数を基に、電気、ガス、燃料の直近6カ月とその前6か月間の平均物価の差から上昇率を求めまして、そこに、各学校から決算の情報をいただいておりますので、光熱費等の実額にこの上昇率を乗じまして、年間の上昇分を積算いたしました。その2分の1を一時支援金の額として、積算させていただいたものでございます。

資料1については以上でございます。

○中野会長 ただいまの報告事項について、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

〔特に発言なし〕

○中野会長 よろしいですか。本件については、県議会も通っておりますし、報告事項ということで、了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

それでは、報告事項につきましては、これで終了といたします。

5 諮問事項（3件）

（1）令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和4年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和4年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 引き続き、審議事項に移りたいと思います。

第1回審議会から引き続き、諮問事項は3件でございます。前回の会議では、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、事務局に「令和4年度運営費補助金配分の基本方針（案）」の整理をお願いしたところでございます。

その案について、事務局の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○事務局 では、引き続きまして、高等学校担当浅井から案につきまして説明をさせていただきます。恐縮ですが、また着席にて失礼いたします。

それでは、皆様、お手元の2ページ、資料2になりますけれども、御覧ください。「令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。まず、「1 配分の基本的な考え方」ですが、今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

「基礎配分」とは、人件費や光熱水費などの経常的経費に対しまして、予算の範囲内でその一部を補助するものでございまして、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。

「政策誘導配分」とは、教育条件の向上や特色ある教育の実施など、県が進める私学行政への誘導を促進するための配分でございます。

次に、2の基礎配分の（1）一番上の高等学校を御覧ください。配分項目として、①人件費や②教育研究経費など4つの項目、上から順に並んでございます。高等学校では、前年度の生徒数や教

職員数に応じた支出の状況ですとか、具体的には、前年度の決算書における人件費や教育研究経費などの額に補助率を乗じまして補助額を算出する「補助対象経費方式」という経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。

次に、(2)中学校と(3)小学校でございますけれども、どちらとも配分項目につきましては「生徒数割」ということになってございます。

続きまして、3ページの資料2を御覧いただきたいと思っております。

今年度からは、④の「統合型校務支援システムの導入推進加算」を加えまして、9つの配分項目で政策誘導を図ってまいりたいと考えております。変更点につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料に記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、「4 特別補助」を御覧ください。基礎配分と政策誘導配分のどちらにも含まれないものを「特別補助」としてしております。こちら、新たに「ICT教育環境の整備促進」に係るメニューを追加しようとするものでございます。こちら、詳細については後ほど改めて御説明をいたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、5ページの資料3、「令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧ください。ここから、令和4年度の変更点について御説明をさせていただきます。

まず、「1 各配分項目の変更点」の「(1) 基礎配分」の「①高等学校」でございます。一部見直しとございますけれども、内容は「時点修正」でございます。これは、②教育研究経費、③管理経費、④設備関係経費につきまして、毎年度、配分の算出基礎となります基準額を定めていることによるものです。この基準額は、県内私立高校の前年度決算額に基づきまして、生徒1人当たり平均額を算定した金額となっております。なお、中段の表、②の中学校と下段の表、③の小学校の基礎配分につきましては、変更点はございません。

1枚おめくりいただきまして、6ページ、資料3の「(2) 政策誘導配分」を御覧ください。初めに、①の「生徒納付金水準補正」を御覧ください。こちらは、変更点の欄に変更点なしとしておりますけれども、第1回審議会で城川委員から御意見をいただいております。御意見としましては、授業料などの生徒納付金につきまして、減算配分の見直しを求めたいとされるものでございました。今回、結論から申し上げますと、今回の審議会では現状を維持させていただきまして、今後、時間を頂戴してしっかり検討させていただき、来年度の審議会で御報告させていただきたいと考えております。

①の「生徒納付金水準補正」につきまして、若干御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、参考資料の1をお開きいただければと思います。こちらが「納付金水準補正」の加減算の表でございます。簡単に申し上げますと、授業料等の納付金が低いと運営費を加算、納付金が高いと減算という仕組みになってございます。

見直しの方向性といたしましては、表の中で加減算されている金額の設定の見直し、あるいは表の左側でございます「納付金平均額」の金額設定の見直しが考えられるところでございます。例えば、表内の減算の金額を緩和いたしますと運営費の配分額の増加につながりまして、また納付金の平均額を上方にスライドしますと、こちらも運営費の配分額の増につながるということになります。また、金額設定の見直しが設定金額の境界線上付近に位置している個別の学校にとっては、直接運営費の増減として影響が出るのが予想されます。

さらに、減算額の緩和や納付金平均額を上方スライドした場合には、生徒納付金の上昇にもつながる可能性がございます。この場合は、例えば今現在、各学校の生徒に補助金として交付されております就学支援金ですとか、父母負担軽減補助の総額にも影響が出る可能性がございます。

これらにつきまして、いろいろな条件でもってシミュレーションを行うとともに、他県の状況も調査するなど、作業に一定の時間を要するものでございまして、時間を頂戴して検討した上で、来年度の審議会で御報告させていただきたいと考えてございます。

戻りまして、6ページの右側を御覧ください。右側は変更点の欄になっておりまして、上から「学校関係者評価の廃止」、「統合型校務支援システムの導入及び維持管理」、一番下は特別補助ということで一部追加がございます。

次ページに詳細をまとめてございますので、1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。「2 主な変更点」でございます。こちらは、「統合型校務支援システム」でございますけれども、各学校におけるシステムの導入状況や導入費用の調査結果に基づき、高校1校当たり、導入の加算を700万円としまして、ランニングの加算を100万円に設定させていただきたいと考えてございます。この加算額700万円と100万円は、各学校の導入・維持管理経費のおおむね平均額を取ってございます。

各学校のイニシャル、ランニングの経費につきましては、一つ一つ中身を見させていただいた上で、平均額の算定に当たりましては、極端に低廉、または極端に高額なものについて除外をさせていただき、標準的経費となるように加算額を設定させていただいております。

小・中学校につきましても同様の考え方で算出、設定をさせていただきました。

変更点の2点目でございますけれども、特別補助のICT教育環境の整備推進加算の追加、こちらから小学校・中学校・高等学校でございます。こちらは、令和4年度から、国の経常費助成費補助金という補助金のメニューがあるのですけれども、「ICT教育環境の整備推進」の項目を追加しましたので、これに対応するため、県の運営費補助金でも特別補助の項目に連動させる形で機械的に追加をしたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、私、幼稚園担当主幹村松から、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、8ページの資料4「令和4年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただきたいと存じます。まず、8ページの「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

具体的な配分項目でございますが、2の「基礎配分」では、昨年度と同様に、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数を乗じて配分額を算出いたします。

3の「政策誘導配分」ですが、①から、9ページの⑧までの8項目及び9ページの一番下の新型コロナウイルス感染症対策等加算は加算によりまして、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料8ページ及び9ページに記載のとおりでございます。

続きまして、資料の5、10ページです。「令和4年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧いただきたいと存じます。10ページを御覧ください。1の「各配分項目の変更点」について御説明申し上げます。

(1) 基礎配分のうち、①園児数割でございますが、令和4年度予算の園児1人当たり単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を増額いたします。②から⑤までの加算については、前年度の補助単価を継続いたします。

次に、(2) 政策誘導配分を説明させていただきます。③園児納付金抑制加算でございますが、令和3年度の平均納付額に基づき基準額を見直しまして、納付金額35万9,000円以下の幼稚園に対して、加算をいたします。

1枚おめくり頂きまして、11ページを御覧ください。⑤小規模園加算でございますが、従来は、定員充足率が25%に満たない幼稚園全てに対して加算の対象外としておりましたが、その例外規定の一部見直しを行いました。既に募集を停止しているなど廃園が確実の幼稚園では、定員充足率が下がることが確実であることから、当該廃園が確実となっている幼稚園につきましては、定員充足率が25%に満たない場合であっても加算の対象とすることといたしました。

⑥安全管理対策加算でございますが、加算方法の見直しを行いました。

1枚おめくりいただきまして、12ページを御覧ください。今年の9月、静岡県において3歳の女の子が認定こども園の送迎バスに置き去りにされ、熱中症で亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。日々の安全確認をしっかりと行っていただくのはもちろんですが、ヒューマンエラーを防ぐため、安全確認をサポートする機器や技術の力も借りながら総合的に園児の命を守るべきものと考えております。

現在、国は、安全管理対策に迅速に動いているところでございまして、令和4年10月12日の国のバス送迎に係る緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」によりまして、バスの安全装置装

備を義務付ける方針であり、また安全装置装備に当たり、何らかの財源措置を行うこととされております。

県の運営費補助においては、それら安全確認をサポートする機器の購入費以外にも、バス乗降点検に係わる臨時スタッフの人件費等も、当該配分項目で加算の対象にしたいと考えております。ただ、送迎バスの安全管理機器の購入費やバス乗降点検のかかり増し経費については、それほど経費がかからないことも想定されます。

従来の安全管理対策加算では、「補助対象経費が50万円未満の取組」については対象になっておりませんでした。今回、補助対象経費の下限額を廃止し、少額でも効果的な取組を実施する幼稚園を支援したいと考えております。また、従来、補助対象経費の区分を2段階にしていることで、加算額の偏差が生じておりました。今回、その偏差をなくすため、定率による補助を行うこととし、安全管理対策の実施に係る経費の2分の1を加算することとしました。

また、今後、国の安全装置に対する補助内容が県の運営費補助の補助内容と重複する可能性もございます。その際は、細かいところで国の補助スキームとの調整をする可能性があります。この部分の扱いについては詳細事項でございますので、私どもにお任せいただければと考えてございます。

11ページにお戻りください。最後に、一番下の特別加算でございます。新型コロナウイルス対策の加算につきましては、幼稚園におきましては、国からの補助として、保健衛生用品に係るものや、預かり保育のかかり増しの人件費などが対象としてございます。県の運営費補助は、それ以外のメニューである「少人数保育に対応するために増員した通常保育の人件費」などが対象となります。

こちらの補助は従来、補助対象経費の額に応じてランクを設定し、一定金額を上限として加算しておりましたが、これまでの申請状況を鑑みまして、30万円を上限に取組に係る経費全額に対して補助をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 専修学校・各種学校担当の相澤でございます。続きまして、私のほうから専修学校・各種学校の運営費補助金配分基本方針につきまして御説明いたします。恐縮ではございますが、着座にて御説明させていただきます。

まず、全体像でございますけれども、変更点は1点でございます。令和4年度の県予算での生徒1人当たりの補助単価が昨年度に比べまして0.8%増になってございます。

また、前回お示しさせていただきましたが、光熱費等の高騰対応につきましては、冒頭御報告させていただきましたとおり、補正予算で対応させていただくことといたしました。

それでは、お手元の資料6に基づきまして御説明いたします。1、「配分の基本的な考え方」でございますが、他の学種と同様に「基礎配分」、「政策誘導配分」の2つの考え方で行ってまいります。

次に、2、「基礎配分」でございますが、生徒数割、教職員数割としております。これは、生徒数、

教職員数に一定の補助単価を乗じて配分するものでございます。具体的な補助単価の案につきましては、参考資料3に新旧対照表で記載させていただいております。冒頭申し上げましたとおり、令和4年度の県予算での生徒1人当たり補助単価が対前年度プラス0.8%であることから、この基礎配分の単価も同様にプラス0.8%としております。

次に、3「政策誘導配分」について、以下に記載の①から⑤の5つの指標に基づき加算配分をさせていただきます。こちらは、昨年度から配分基準につきまして変更はございません。

内容でございますけれども、①「専任教員充足加算」につきましては、配置基準を超えて専任教員を配置している学校、専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算をしております。

②「保健安全対策・教育環境整備加算」は、保健衛生面での対策、施設設備の改修に充てるための加算です。

③「教員資質向上加算」は、教員の外部研修費用の負担額に応じた加算です。

④「職業実践専門課程認定加算」は、企業と連携した実践的職業教育を推進する課程として国の認定を受けた専門学校に対する加算となっております。

最後、⑤「学校医配置加算」につきましては、学校医を配置し、保健計画等の立案に参加している学校に対して加算するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○中野会長 ありがとうございます。小中高、幼稚園、専修学校及び各種学校について事務局から説明がありました。この案件について御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。委員。

○委員 すみません。ちょっと質問です。意見はまた後でします。

第1回のときの資料を拝見しながら、今回の発表の内容はどこが違うかというのをちょっとピックアップしました。足りないところはほかの委員さんが質問してくださると思うのですが、まず前回の資料では、小学校についての政策誘導配分で、④の統合型校務支援システム導入推進加算、これは前回のものにはなかったと思います。第1回目の資料では、④は入ってなくて、⑥と⑨の調整をする、適用するという御発表だったと思うのですが、今回、小学校に④の統合型校務支援システムを入れてきた理由をまず知りたいということが1つです。その御説明をお願いします。

それとやはり小学校なのですけれども、まず資料の3で、特別補助の項目で、教育推進特別経費というのが今回御提案なされているのですが、前は、たしかここにはコロナ対策があったと思いますが、今回はそこを見直されたということだとすると、冒頭で御説明があった県の対策ができたから、今回は特別補助でコロナはやめて、教育改革推進特別経費に切り替えたのかという点を教えていただきたいです。

あともう一つ、9ページの幼稚園ですけれども、特別加算の配分項目で、新型コロナウイルス感染症対策等加算というのはこのまま上げられていて、これは令和3年度と異ならないと思っている

のですけれども、実は、小学校のほうではもうコロナ対策費は別に特別加算していないみたいなのですが、ここがなぜ小学校と幼稚園で違うのか、冒頭の御説明の補助金は、コロナ対策といってもこういうところに集中的にやるから、幼稚園はこれはどうしても残さなくてはいけなくて残しましたとか、そういう御説明をいただければと思います。

質問は以上3点です。

○中野会長 ありがとうございます。

委員の質疑に事務局から答えてください。

○事務局 事務局からお答えします。

まず、小学校に④統合型校務支援システムの導入ということで、加算を加えたことにつきまして、第1回のときに、委員から、小学校・中学校にも校務支援システムについては導入しないのかという御意見がございました。文部科学省も実際に校務支援システムを導入することで、先生方の校務に係る時間を削減いたしまして、それにより教育環境を改善したい、と実証事業などを現状行っているところでございます。

委員の御意見をいただきましたので、実際、小中学校もこちらのほうでシステムの導入状況などを調査させていただきまして、その結果を反映する形でもって、新たに小学校のほうにも統合型の校務支援システムの導入を推進したいということで、加算の項目を追加させていただいております。これが1つ目です。

続きまして、特別補助の御質問だったかと思います。もともとコロナの特別補助のほうに、コロナ関連ということで物価高騰に対します光熱費の補助につきまして、第1回のときに御提案をさせていただいておりますところ。今回、9月県議会のほうでも燃料高騰の対策ということで、一時支援ということで予算が認められまして、改めて運営費補助金の中にさらに上乘せという形でもって、高騰対策の予算をお認めいただきましたので、今回、そのコロナ対策特別補助のほうに入っております提案につきましては、取下げをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、もう一つ、教育環境の整備につきましては、こちらはもともと特別補助のほうで、前回もちょっと御説明はさせていただいておったのですけれども、今回新たに国が国庫補助事業でメニューを追加してきたというところございまして、それを県の運営費補助の中に機械的に項目を追加したというもので、この項目は逆に残したままになるというものでございます。ですので、第1回と同じ項目がここに載っているところ。分かりづらくて申し訳ありません。以上でございます。

○事務局 私から3点目のご質問に対してお答えいたします。

コロナの加算につきましては、幼稚園に対しても国の補助対象になっていない部分を県で補助させていただいております。

○中野会長 いかがですか。

○委員 ちょっと分からないのですけれども、今、事務局から御説明いただいた小学校ですけれども、先ほど光熱費の経費の部分を補助金対象とするというのが、冒頭の説明だったと思います。それは光熱費だけの話だと思っているのですね、私は。

今、幼稚園の方もおっしゃいましたけれども、前回の提案としては、特別補助は新型コロナウイルス感染症対策特別配分ですから、多様性や独自性のある私立学校の感染症対策等を促進するという事なのです。では、それは県のほうで考えたら、それはもう単純化して、光熱費のことだけなのだよということで整理したからそうなのか、私立学校はいろいろな対策を練っているわけだから、それに対しての補助がなくなったのですねということなのです。今、これ経費だけだったらいいのですよ。光熱費の増額部分だけを補填するというのだったら、全部なくしていいのですけれども、補助金が今度できたからね。だけれども、そうではないのだと、幼稚園で今おっしゃられたのは、政策的に補助金の対象にならないところは、やっぱり補助しなければいけないのだから、補助しますとおっしゃられているから、ここやっぱり連携していると思うのですよね。だから、今の私の疑問に全ては答えていただいているとは思っています。

○中野会長 では、事務局から、もう一回。

○事務局 すみません。こちらのほうでちょっと質問の御趣旨を把握し切れなくて申し訳ありませんでした。

小学校、中学校のコロナ関連のその特別補助につきましては、項目は残っております。この特別補助の内容そのものは、実は審議会の諮問事項の中に入っておりません部分がありまして、前回御提案させていただいたのは、燃料高騰対策ということで、物価高騰関連の経費ということもございまして、それを御審議いただくために提案させていただいております。ですので、先ほどの幼稚園の説明に近いところはあるのですけれども、もともとの小学校、中学校で必要とされているコロナ対策の関連の経費は、そのまま特別配分として残っております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 すみませんでした。

○中野会長 そのほか、いかがですか。どうぞ。

○委員 今話題の校務支援システムのことについて、ちょっとお伺いしたいのですけれども、県内の場合は、高等学校で48校中31校ということで、パーセンテージにすると64.2%は、これは多分全国平均よりちょっと下回っているぐらいだと思うのですね。これは、公立の高校だと導入率って何%ぐらいあるのかというのをまず聞かせてください。

それと、5年前には既に全国でも導入率で5割ぐらいだったと思うのですが、実際にこれを導入して、教職員の皆さんの超過勤務がどれだけ平均が下がっているのかとか、そういったデータを取っているのか、例えば導入している学校と導入していない学校でこれだけ差があるのか、それぐらいの統計は取っていて当然だと思っているのですけれども、取っているのでしょうか。もしデータ

取っていたら、その内容などをお聞かせください。

○中野会長 事務局。

○事務局 県立の場合、実は今回の文科省の概算要求の中にも入ってきているのですけれども、もうちょっと上に行ってしまうと、例えば公立高校は基本的にガバナンスが一緒なので、みんなクラウドで同じものにしてしまったらどうかと、シフトしようという動きがございます。私立学校の場合は、まだそこまではとても行きませんので、個別に進めていくという形で考えさせていただきます。

この統合型校務支援システムを導入すると、どのぐらい事務が改善されるのか、これは国が統合型校務支援システムを導入するに当たって、実証事業をやっておりまして、2割から3割ぐらい、いわゆる校務の時間が減るという結果が出ています。

あとやはり現場の先生方は、いわゆる校務事務が一番負担だと、次に保護者の方々の御対応というのが時間を取られると。この1位、2位というのは大体定番で上がってくることになりますので、一番そのボリュームゾーンとなる校務事務が、統合型校務支援システムによってこの事務量が減ると、やはり現場の事務作業においては、一定程度の効率化というのが図られて、空いた時間を教育の質の向上に使えるという流れが出てくるのではないかとこのように見えてございます。

○委員 今、まだ残り十数校あるのですけれども、当然文科省が旗振って導入しろとやっているわけですが、そうは言っても全国でも、市町村レベルですけれども、16%の市町村が嫌だよと言っているわけですね。その辺の意識調査って今私学のほうではされているのか。こういった補助を新設されて、実際にその導入の検討に関しての意識調査はしているのでしょうか。

○事務局 今回の調査と併せまして、実際に導入しているしていない、あとこの後導入するしないも含めて調査しておりまして、やはり一定数は、導入しないということで回答をいただいているような学校もございます。ただ、やはり文部科学省のほうの調査などでは、校務事務の削減につきましては、効果があるであろうということで研究結果が出ておるといのもございますので、こちらのほうとしましても導入をいただけるような働きかけをしていくとともに、このような形で実際に運営費の補助金ということで、導入コストは負担を軽減という形で頑張っていければと考えております。

○委員 分かりました。

○中野会長 既存のところも対象として何かやっていたら、既存の入れたところも。

○事務局 はい。今回の配分基準の中で加算というふうにさせていただいておりますのは、まず新規導入をされる学校に対してもそうですし、あと既に導入済みの学校も当然多数ございまして、そういった学校につきまして、要件を満たしていれば、基本全て導入コスト分ということで、最初の700万円を補助させていただくということで、動機づけということでもって、実際補助をさせていただければというふうに考えています。

○委員 それは公平感があっていいですね、分かりました。ありがとうございます。

○中野会長 高校の先生方は、今の話は、校務のところではどんな影響が出ているかというのは、どういう感じなのでしょう。

○委員 校務支援システムというのがゼロか100かという、どこの高校も何らかの形では入っていると思うのですよね。いわゆる校務支援システムとして今まで売っていた業者さんもいくつかあって、ある業者はここまで、ある業者はここまでというような形ですので、ちょっとこれゼロか100というのもまず判断がすごく難しいというところが1点あります。

それと、実は校務支援システムで、例えば本校では実はそんなちゃんとしたのは入れていなかったのですが、入れていなかった一つの理由が、指導要領の改訂が今年の高校1年生からあって、指導要領が改訂になると指導要録の様式であるとか調査書の様式がガラッと変わるのですよね。以前、校務支援のシステムを入れたときに、その指導要録が変わったときに、その改修費でまた何百万と払わなくてはいけなくなったという事案もあつたりしたのもあります。今回指導要領が改訂になって、少なくとも10年間この形になり、また、業者さんもクラウド型とかかなり質の高いものを、私学が使えるようなものも出てきたなという、ここに来て急にレベルが上がったなという印象です。だから、例えば私の学校もちょっと、今年度は、ここまで完成されたものを作ってくれるのなら乗ろうかなみたいな、そうしたら楽になるかなという期待は持っているというところで、逆にこういう加算の制度を作っていただけは大変ありがたい。システムの変更ってやっぱり結構お金がかかりますからね、一般的にね。

○中野会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員 専修学校・各種学校関係は、既に予算のほうのボリュームも決まっているので、要望というか、前回申し上げたことと全体を見て、資料7の14を見て、変わりばえがない状況なので、一部前回と重複するかもしれないのですけれども、来年に向けて少しお考えいただきたい。基礎配分の補助単価のところもそうなのですけれども、0.8%増という、昨年より100円なり千円なり確かに上がってはいるのです。その前の前提として専修学校・各種学校の基礎配分の1人当たりの単価が小中高・幼稚園と、ちょっとあまりにも差があるのではないですか。これはいろんな要素があってそれをお決めになったと思うのですが、でもその差がちょっとあまりにも大きいというのか、やっぱり通学している父母負担の軽減ということも大きなこの補助の目的だと思うので、そんなところで一律に0.8%上げていい、それで終わり、この辺の基本的な専修学校・各種学校に対する理解がちょっとまだあまり、申し訳ないけれども、足りないことなのかと、我々の努力も足りないのかなというふうに感じております。

この資料7の14を見てお分りのとおり、変更点はないです。このうち政策誘導配分④について、埼玉県として30年度ぐらいから補助していただいて大変ありがたいと、他県よりも早かったと思うのです。補助していただいています。ただ、令和4年度からは国が特別地方交付税措置をしますよ

ということで決まったわけですよ。ですから、恐らく今年度から始まっていると思うのですが、若干その通知が来るのが遅かったのではないかなというふうに感じています。

ただ、基本的に考えていただきたいのは、地方特別交付税になったわけですから、県が出したお金の半分は国が補助をするということですから、今までの額の倍にしたって、その半分は国が補助してくれる。同じなわけですよ。全然増額でも何でもない。その辺も考えて、企業と今連携をして、ICT教育、DX化もそうなのですけれども、やっぱりかなり各種学校・専修学校では努力をしている分野もあるので、もう少しその辺の理解が得られたいなというふうに思います。

そう見ていきますと、小中学、幼稚園もあったかな、授業目的公衆送信補償金に対する補助金、これをやっぱりこの前も申し上げました、専修学校・各種学校には入っていない。ですから、専修学校・各種学校関係で私どものところもそうですけれども、かなり事業の中で通信費のお金を使うというか、そちらのほうに1人頭幾らというのでお金払っているわけです。だから、そういうものに対してもやっぱり県として補助するのが当然ではないかな。これも令和3年に総務省から各地方公共団体に対して、そういう専修学校・各種学校に対しても補助依頼という支援を依頼するような文が確か出ているのですね。ですから、国を挙げてそういう事業をやっているのだから、ぜひ専修学校・各種学校に対しても授業目的公衆送信補償金、そういう項目をつくってもらえないものかなと思います。

あと、大きなさいたま市、これも申し上げました。ICT教育の環境整備事業の補助で1億2,000万くらいですね、さいたま市ね。補助しています。これもやっぱりこれからのDX化、これからのデジタル社会、そういうものを考えて、そこの分野に対する予算というものがある程度取っていく必要があるのではないかなと、埼玉県を挙げて全国で大きな力になるには、この額でどうなのかなと、私は非常に大変不安に思います。やっぱり全国でナンバーワンの県になるには、やっぱりこれからも、分かっているわけですから、デジタル化、DX化、その分野にどのくらいつぎ込むかということの一つの県の目標としてやってもらいたいなというふうに思っています。

いつも何か要望事項ばかりで申し訳ないのですけれども、ああ変わらないなと、見てね。もう何年もやっていますけれども、ちょっとその辺で組み替えまでは言いませんけれども、もうちょっとそういうところで、泣き言言ったってしょうがないのですけれども、考えていただければ、大変ありがたいなと。

○中野会長 事務局お答えください。

○事務局 運営費補助、生徒1人当たり単価はほかと比べて低いことや、あとは授業目的公衆送信補償金の関係のほうもぜひということなので、次の予算の中で、しっかり議論させていただきたいと考えてございます。

○中野会長 ほかにございますか。

○委員 よろしいですか。私は、1つは意見なのですけれども、安全管理加算ですけれども、これは

今まで階層が2つに分かれておりまして、少しだけでも金額が違うと、加算額が少なくなったりしましたけれども、今回、60万円を上限として2分の1の補助が加算されるということで、これはすごくいい改正だと思います。

それから、処遇改善ですね。たしか運営費の中に組み込まれていたと思いますが、どうですか。

○事務局 処遇改善は特別補助になりまして、特別補助につきましては、この助成審議会の審査の対象外となっております。

○委員 運営費の中に組み込まれていたようなちょっと気がしていたものですが、では別枠ということで。

○事務局 はい、そうです。

○委員 それは今までどおりでよろしいのですか。

○事務局 現在は国に要望を行ったり、財政当局と調整している段階でございます。結果が分かり次第、お伝えをさせていただきたいと思っております。

○中野会長 ほかにございますか。

○委員 私の前回の意見としては、コロナ感染対策加算についての幼稚園はマスクができないので、そういう子がいるという特殊性を踏まえて、小中高とは感染対策の方法等が異なるから加算を検討してもらいたいと言ったことについて、反映されているのか反映されていないのか教えていただきたい。また、ほかの委員さんの御意見も一部何か引用して、修正されたみたいなのですが、委員の意見をどのように検討したのかしていないのか、検討したけれども駄目だったのか、どういう理由で駄目だったのか教えていただきたいと思っております。

○中野会長 事務局。

○事務局 委員の質問にお答えいたします。

幼稚園に対しますコロナ感染症対策加算でございますが、こちらは、国の補助金で緊急環境整備補助金というのがございます。こちらは保健衛生用品の購入等に係る経費が対象となっております。その中で教室の換気対策としまして、サーキュレーターや空気清浄機なども補助対象となっておりますので、まずそちらのほうでマスクをするのが難しい幼稚園に対するコロナ対策の補助がございます。

2つ目に、運営費補助金でございますが、こちらは国のほうで補助対象としていなかった、通常保育に係る空き教室等を利用して、園児が密にならないよう、分散して教育を行った場合の人件費のかかり増し経費等に対して補助を行うものです。そういった補助メニューによって、委員御質問の幼稚園のコロナ対策について支援を行っているということでございます。

○委員 それは、特別加算の話ですね。今回のこの11ページの。

○事務局 そのとおりです。

○委員 分かりました。反映していただいて、ありがとうございました。分かりました。

○中野会長 あともう一点の第1回の審議事項について、1回目はいろんな意見が出てしまったので、私の仕切りが悪くて、この会の在り方みたいなのところも議論になってしまいました。審議事項について出た意見をベースに2回目やるとか、事前にお答えするとか、そういうことは可能ですか。

○事務局 可能ですので、そのようにさせていただければと思います。

先ほど委員のほうから、前回に話題になったお話で、何か対応はみたいなお話がございまして、たしか先生のほうから、学種委員の席をとというお話がありまして、それに呼応してほかの委員から、そうしたら学識も増やしてみたいなお話もあったように記憶しておりますけれども、委員の増のお話については、過去の経緯としまして、前は実は学種の先生方は1、1、1というところを、生徒数とか学校の補助金の額とかを踏まえて2、2、1というふうに動かさせていただいた経緯がございまして、こちらについては御要望は承りましたけれども、今のところ2、2、1というような形でいかかというふうに考えてございます。

○委員 2、2であれば、2にしたほうが私はいいと思う。

○委員 ちょっといいですか。

○中野会長 どうぞ。

○委員 ちょっとその延長で条例の絡み、条例でいくと15人以内と決まっている。運営要綱もそうだよ。各人数も決まっているわけです。だから、難しい問題も絡んでいるのだからあえて言わなかったのですけれども、審議・検討していただいてありがとうございます。結果については分かりました。

だから、そのところを、いつも私たちのお話でそれが問題になるのです。話題になるのです。どうして1なのというふうな、多分恐らくこれは、これが決まったときに、何かそのやり取りがあって、いろんなものがあつたのではないかなと思うのですけれども、そういうことがあつて2、2、1になったのだろうとは推測はしているのですが、ただやっぱりこういうところの席に、やっぱり公平性を保っていただけたら、運営要綱なので、ほかのところをいじる必要はないので、15名以内でこれはしようがないのかな、条例いじるのもなかなか大変だと思うのですけれども、要綱なので検討して、さらに検討していただいたというお話は聞きました。そこは私たちも組織に流したいと思います。引き続きその辺のところを検討していただきたい。

○中野会長 それでは、今後の検討ということで……

○委員 すみません。では、その点について、おっしゃることはごもっともだと思うのですが、結局その要綱で5、5、5というふうになってしまっているのは、私が考えたのは、いろいろな力配分、バランス感覚なのかなと思ったので、もし6にするのであれば、6、6、6が私は正しいと思っていて、要するに定員を18にするというのが私は正しいと思っています。

今の話の流れだと、15の中で配分を考えるというところにとどまっていると思うのですが、もし6にするのであれば、条例の人数自体を見直してもらいたいというのが私の意見です。

以上です。

○委員 同感です。ごもっともだと思います。

○中野会長 では、それを含めて検討してください。

○事務局 検討いたします。

○中野会長 条例改正が絡んでくると、また事務局も大変なのだろうけれども、

どうぞ。

○委員 ちょっと話が、これは多分中高だけに限らず、幼稚園さんも専各さんも絡んでくると思うのですが、例えば本校の決算案の書類を確認していて、今、教育の中でも例えばICTにお金がかかっています。いろいろな形で補助もいただいております、物価高や燃料費の高騰と、そういったところの一部の補助ももらっています。

それに加えて、正直現場では、これが理由なのはおかしいのかもしれませんが、働き方改革ですね。やっぱり休日とか時間外の勤務というのは、やっぱり敏感に対応すると、これは当たり前と言えば当たり前なですけれども、そうするとアウトソーシングなんかをしなければいけなくなったりするというので、やっぱり出費がいろいろ出てきます。

ただ、そんなことよりも実はすごく大きいのが、実は令和2年の消費税の増税なのですね。消費税の増税というのが平成27年に5%から8%に一度上がったことがあったのですが、そのとき、この運営費補助金も、さっき17ページにあるこの水準規制というやつが、今これ1万とかって余計半端な数字になっているのは、平成27年の消費税の対応としてこの数字が1万につき10万上がったのです。1万円は授業料取ってもいいですよ、ですから正直、この令和2年というのが、またコロナの真ただ中だった関係で、ちょっと学校会計も普通ではない状況になっていたのも、そのままになっていたのです。例えば本校で見ると、今年度も1年間の経費として、消費税分として出している額が大体1,000万なのです。やっぱり1,000万の支出が増えているというのは、すごく影響が大きくて、多分これは幼稚園さんも専各さんなんかでもどこでも持っている状況で、当然これは全体的にいわゆる物価が上がっていくというところで、もちろん我々給与もある程度担保していかなければいけませんし、そうやって考えると、どうにか学校の入りを増やさなければいけない。もちろんそれは補助金でいただけたら、それは一番ありがたいのですが、それは予算があつてのところなので。そうすると、先ほど次年度に向けて見直していただけるという話もあつたのですが、どうしても校納金もある程度現実的なそれに扱う経費に応じては、ちょっとある程度やっぱりお金をつくっていかないと、学校も現実いい教育を維持していくのが本当に難しい現状で、実は消費税の影響というのが本当に額的にはちょっとかなり大きい状況がというところをちょっとぜひ、そんなところをまた今後の次年度の考察の中でちょっと考えていただけたらなというふう思います。

○中野会長 基本的に、消費税の対応というのは5%から8%、8%から10%になったときに、予算ではどういう対応しているのですか。

○事務局 消費税は適正な転嫁をしろという国の方針もありましたので、それは予算の中ではきちんとその分を乗せた形で全体の予算というのはやっております。

ちなみに、先ほどの5%から8%になったときに、納付金水準を少しスライドさせていただいているのですが、そのときに10%を見込んだ形で実は計算されているという形にはなっておりませんでした。当時の計算上は、一応10%を見越してやっていたということになっています。ただ、現場のほうでそういった特定の個別の出費というのが出てきていて経営が大変だというのは、本当に承知しておりますので。

○中野会長 そのほかにございますか。

○委員 そうしますと、先ほどの私の質問は、前回の発言の要旨について、私は分かりました。私のことは反映してくださったとおっしゃっているので、ほかのことについては、では検討はしていないという結論でよろしいのでしょうか。つまり、例えば生徒納付金水準補正について見直しを検討してほしいという意見を出されたが、これについては検討はしていない。例えばIT化やDXに特に取り組んでいるので、よく実態を調べてもらいたいという意見もありました。これは、この期間では調べられなかった。支援を検討してもらいたいという意見もありましたが、それについてもこの期間では検討はできなかった。つまり、全て消極的だったというそういうお答えをもらったということでもいいのでしょうか。

できなかつたらできなかつたでもいいのですよ。この期間はできなかつたと、でも来年度に向けて頑張りますというのなら、だけれどもできなかつたら、私は先ほどの質問はできなかつたのだからできなかつた理由を教えてくださいと、こう申し上げているわけです。

○委員 私が前回質問した経緯については、今日冒頭のところで水準規制について、次年度に見直しをやりますという話をいただきましたので、十分お答えはいただいています。

○委員 分かりました。では、本当に申し訳ありません。

○中野会長 納付金水準の回答はいただいていますし、ちょっと、この会議の委員数とか、そういったところは今すぐ回答できないので……

○委員 分かりました。では、全てについて既に御回答済みということなのですね。

○中野会長 はい。

○委員 分かりました。

○会長 委員。

○委員 事務局から説明するとき一言、検討しましたけれどもという話がないと、今の御意見のように、前回言ったけれどもどうなったのだという、そこまで私どもは言いませんが、やっぱりそこで一言説明なりなんなりをしていただければ、すむことだと思います。

○事務局 分かりました。

○委員 ちょっと申し訳ない、弁解なのですけれども、私今日一生懸命聞いていました、前半。でも、

何が違って、さっきの最初に質問した3ポイントしか分からなかったのです。どこが違ったのかなと、それを聞いているのが精いっぱい、ではこの意見に対してどう対応して下さったのかというのは、申し訳ないのですが、私一生懸命聞いていたのですけれども、理解ができなかったので、大変失礼いたしました。

○中野会長 委員からそういう意見が出ましたので、さきほど聞いたように、1回目の審議会で出た御意見について、発言した人は分かっていたとしても、2回目に入るときに、こういう意見が出ましたけれどもこれは今すぐ結論は出ないので先送りしますなどの整理をして出すことは可能ですか。

○事務局 次回からはそのような運営にさせていただきたいと思います。

○中野会長 どうぞ。

○委員 いつも分からないのですけれども、私学の教職員の退職金の補助ってあるのです。埼玉各、専修学校・各種学校とは、僕よく分からないのですけれども、それが1,000分の19なのかな、なぜこの1,000分って何なのかなっていつも話題になるのですよ。僕も分かりません。それが平成14年から専修学校・各種学校の退職金の共済事業ってあるのです、そういうところがありまして、将来の退職したときのお金を出すという。それを1か月ごとにお金集めているわけです。そういう退職事業があるのですけれども、その予算に対して大変ありがたいことに補助していただいて、それが平成14年が1,000分の19なのですね。それは別にいいのですけれども、この1,000がどうも意味が分からなくて。

○事務局 1,000分の19は、1.9%分という趣旨です。

○委員 そういう意味ですか。

○事務局 はい。

○委員 それで、それは平成14年から、ほかの高校さんとかは僕は分かりませんが、自分のところだけは平成14年からずっと変わりなく、その前は0.1ぐらいずつ上がっていたのですかね。15、16、17、18、19って来たのです。それがもうちょっと大分前なので、その辺りの1,000分の19の検討をお願いしたいな、と要望をしておきたいと思います。

○中野会長 どうぞ。

○委員 私も1つ意見、要望なのですけれども、ICT教育、GIGAスクール構想で小中学校でどんどん、どんどんいろんな勉強をしていきます。そのお子さんたちが高校に入ったり大学に入ったりするわけで、やっぱりこのICTというのを強く打ち出すためにも、次年度の予算に反映させていただきたい。

○中野会長 事務局、どうですか。

○事務局 おっしゃられたように、DX、特にICT導入によって、先ほど申し上げましたとおり、校務事務とかが減って、その分教育の質の向上に限られた時間的資源を投入できるということが出ておりますので、そちらに向けて私どももできる限りのことをしていきたいというふうに考えてご

ざいます。

○中野会長 そのほかないでしょうか。

以上で、では御意見とか御質問とかは出尽くしたということによろしいでしょうか。

○委員 特にICT関係については大いに考えていただきたいなと思います。専修学校・各種学校は、Wi-Fi化がされていないような施設もあるような状況です。今はもう小学校もみんなタブレット持って授業ですよ。それが、我々のところへ入ったらそれもできないのかと、何だよ、各種学校来たら、専修学校来たら、タブレットも何もないのではないかと。もしくはそれを利用できる通信の設備もないのではないかと、それが本当に今、私たちみたいな小さなところは切実な問題なのです。だから、それに対して応援していただけるなら、大変僕とするとありがたいな、ほかのところであれば、もうWi-Fi化なんか当たり前のことで、高校さんの事情は僕は分かりませんが、それがまだそれすらもできていないと。これを使う部屋が定まったところしか使えないという、学校中で使えない状況もあるので、これからはやっぱりそういう教育をしていかなければいけないので、今の意見は本当に真摯に受け止めて、ぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。

○委員 すみません。その話になったので、特にそのICTのGIGAスクール構想とかで今小・中学校で、今、割と公立の小・中学校で問題になっているのが、生徒がそれを粗末に扱って、端末の故障がいっぱい起こるとか、そういう問題が先日も新聞に出ていたりしました。それで例えばなのですが、東京の私立の学校の補助のシステムなんかで言うと、御家庭が、要するに自分に買わせるのですよね。それに対して補助を出すという制度があるのですよね。実際、パソコンって自分のものでないと、本当に使いこなさないし、大事にしないしというようなところで、実際、それで都内の私学の先生らと話をすると、もうどこの学校も、学校では買ってないんですよ、やっぱり。もう家庭に買わせるのです。それを補助するというような制度があったりとか、実は本校も中学生なんかは全員買わせますけれども、全員家で買わせます。学校で買って補助は出るのですけれども、そうではなくて自宅で買わせないと、結局、本当に使いこなせないのです。本当に一つの参考として、ぜひ何かその補助のシステムみたいなものができたら、すごく現実的であり、また東京にはあれですけれども、他県より一歩前に現実的に出られる形でそのICTを使いこなす教育も後押しができるのではないかなと、すみません。

○中野会長 それでは、御意見、御質問等が大体終わったようですので、諮問事項について議決をしたいと思います。

関連しますので、一括して議決を行いたいと思います。

令和4年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、小・中・高、幼稚園並びに専修学校及び各種学校のいずれにつきましても、原案を適当と認めることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 ありがとうございます。

それでは、令和4年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきましては、それぞれ原案を適当と認めることになりましたので、よろしくお願いします。

以上で本日の議題は終わりましたので、この際だから何か御発言とかは、もういいですか。

以上で私の進行に関わる業務は終わりましたので、御協力ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

6 閉 会

○司会 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙な中、2度にわたりまして大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

御審議いただきました基本方針を踏まえまして、速やかに配分基準を学校法人に伝えまして、補助目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに、適正かつ効率的な予算の執行を図ってまいります。

以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。

皆様方には、引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(1時間26分)